

令和 4 年 3 月 3 1 日
都 市 整 備 局

東京都駐車場条例の改正の概要

1 改正理由

地域の特性に応じた駐車場整備の更なる促進を図るため、鉄道駅等の周辺の区域における建築物への駐車施設の附置に係る規定を設けるほか、都市再生特別措置法の改正に対応し規定を整備する必要がある。

2 改正の概要

(1) 地域ルール of 適用が可能な区域の追加

従前の駐車場整備地区に加え、鉄道駅等からおおむね半径 500m 以内の区域においても、地域ルールの適用を可能とする

→ 知事が認めた場合、条例の一律の附置義務基準によらないことができる

(2) 都市再生特別措置法の改正に対応した関連規定の整備

以下については、駐車場条例の附置義務に係る規定の適用を一部除外する

ア 区市が都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域^{※1}及び集約駐車場に関する事項を記載し、かつ、当該区域において附置すべき駐車施設に関する条例を定めた場合

イ 区市が立地適正化計画に駐車場配置適正化区域^{※2}及び集約駐車場に関する事項を記載し、かつ、当該区域において附置すべき駐車施設に関する条例を定めた場合

※1「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域

※2 歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域

3 施行日

令和 4 年 7 月 1 日